

日 時	令和4年7月5日14時30分	場 所	本庁舎15階 1503会議室
出席者	委員：鶴崎、松野尾、福地、藤田、藤野、山本 事務局：建築指導部長 柴田、建築指導課長 松尾、指導係長 伊東、道路判定係長 下平、坂本、吉川、石作、東、都心創生課 都心プロジェクト推進係長 小川、成清、監察第1係長 江口		
案件概要	第93号議案 敷地等と道路との関係 (早良区原六丁目地内) 第94号議案 敷地等と道路との関係 (西区今宿三丁目地内) 第95号議案 再開発等促進区等内の制限の緩和等 (中央区天神二丁目地内) 第96～137号議案 (包括同意報告) 敷地等と道路との関係		
◇は建築審査会委員の質疑及び意見を示す。→は事務局の回答及び意見を示す。 今回の建築審査会の傍聴人はなし。			
<p>●第93号議案 — 非公開 —</p> <p>●第94号議案 — 非公開 —</p> <p>●第95号議案 — 同意 —</p> 事務局より計画位置及び図面の詳細説明を行い、各委員とも一致して本議案を認めた。 (主な質疑内容) ◇明治通り沿いの車両出入口は、街区内の建替えが完了した後に廃止することのことだが、明治通りは人通りも多いので安全対策はしっかりとってほしい。 ◇今回斜線制限の緩和だけでなく容積率も緩和するのか。 →斜線制限については建築審査会に諮ったうえで許可を行い緩和するが、容積率については別途建築基準法による認定の手続きを行って緩和する。 ◇地下鉄の連絡口につながる北側のエスカレーターは計画建築物から上るものか。 →計画建築物の地下2階レベルから既存の地下鉄連絡口のある地下1階レベルまで上っていくエスカレーターである。 ◇街区内の建替が完了するまでは、車いす利用者は地下を通過して直接天神駅に行くことはできないのか。 →現時点ではエスカレーターを経由しなければならず、フラットな経路はとれていない。街区内容全ての建替後は地下広場から地下通路を通過して天神駅まで通行可能になる。 ◇街区内の建替完了後に北側のエスカレーターは残すのか。 →計画建物の北側に通じる経路もあるため、エスカレーターは残す予定である。 ◇街区内の他の建築物の建替えの相談等は来ているのか。 →まだ具体的な相談は受けていない。 ◇外観のデザインに関してビルが立ち並んだ時に統一感が出るような誘導はされているのか。 →天神ビッグバンボーナス認定の手続きの中で、デザインの連続性についてアドバイザーの意見も頂きながら計画し、反映させている。			
<p>●第96～137号議案 — 非公開 —</p>			
7月分予定 日時：7月29日(金)14時30分から 場所：本庁舎15階 1503会議室			